

事 務 連 絡
令和6年3月5日

都道府県
各 指定都市 保育所・認定こども園等主管部（局） 御中
中 核 市

こども家庭庁成育局保育政策課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

児童福祉法等に係る施設及び事業等の変更届出等における届出事項等の見直しに係る調査について（依頼）

平素より、保育政策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
内閣府地方分権改革推進室が実施した令和4年及び令和5年の地方分権改革に関する提案募集において、事業者や地方公共団体（以下「事業者等」という。）が事業及び施設等の情報の変更等を行うに当たり市町村や都道府県に届出や申請を行うこととされている事項について、事業者等の事務負担を軽減する観点から、これらの事項を見直すよう求める趣旨の提案がございました。

これらの提案を受け、令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定）及び令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）において、別紙のとおり事業者及び市町村の事務負担を軽減するため、申請事項等について検討するなどされたところです。

今般、これらの閣議決定を受けて、事業所等が届出や申請を行うこととされている事項について、不要としたり省略したりすることが可能な項目の有無について調査を行うこととしました。調査の概要は以下の通りですので、御多用のところ恐縮ですが、回答への御協力をお願いいたします。

都道府県におかれましては、本件調査に関して、管内市町村（指定都市・中核市を除く。）へ周知していただくようお願いいたします。

記

1. 調査対象

全市町村及び都道府県（一部問を除く。）

2. 調査内容

別紙のとおり

3. 回答期限

令和6年3月19日

4. 回答方法

市町村は以下のアドレスから回答用サイトにアクセスし、回答を行ってください。入力

した回答は、直接こども家庭庁に送信されます。

【回答用サイト】 <https://forms.office.com/r/6aW5kD5RBQ>

※回答は1回のみとなります。誤りがないようご確認ください。

回答用サイトでの回答が行えない場合は、以下の問い合わせ先にご連絡下さい。

【添付資料】

- ・(別紙) 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針及び令和5年の地方からの提案等に関する対応方針について

【本件についての問合せ先】

●こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係
TEL : 03-6858-0058